



筑紫女学園大学リポジット

The Kyūjakamon nissi (1870): Interviews with the Urakami Christians in the Custody of Fukuoka-han

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鷺山, 智英, SAGIYAMA, Tomohide メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1007

史料紹介 明治三年「糺邪下問日誌」

「福岡藩預かり浦上キリシタンからの聞き取り」

鷺山 智英

「糺邪下問日誌」と表題がある長帳（長帳A）が一冊と、表題なしの長帳（長帳B）が一冊の二冊で一組になっている。長帳Aは取り調べをしたことをまとめた形で作成されている。長帳Bは取り調べ中に記述したものだと思われる。

長崎では慶応三（一八六七）年に多数のかくれキリシタンが明治政府によって逮捕され、全国各地に流配された。いわゆる「浦上四番崩れ」と呼ばれるものである。

ここで紹介する史料「糺邪下問日誌」は、その浦上四番崩れで、福岡藩に預けられたキリシタン（邪徒）を改宗させるために真宗僧侶が聞き取りをした記録を書き付けたものである。この史料が真宗僧侶の手になることは、長帳Bの末尾に「萬行寺様」や「（七里）恒順大法梁」と記されていることにより推測できる。

福岡藩に預けられたキリシタンの教諭については、拙論「明治二年 福岡藩のキリシタン預かり―真宗僧侶による教諭をめぐって―」（『福

岡地方史研究会会報』33号・一九九五年）において、地元福岡の史料である『見聞略記』（高田茂廣校訂・海鳥社・一九八九年）および本願寺史料研究所所蔵の「筑前諸記」（福岡藩の真宗寺院と本願寺との書簡記録）などの記述をもとに論述している。

福岡藩には明治二（一八六九）年二月に二百三十四名のキリシタンが送られてきている。キリシタンは源光院という廃寺に収容されたが、翌年三月には山口藩へ全員移送されており、福岡藩での滞在は大変短いものであった。

真宗僧侶がキリシタンへの教諭を福岡藩へ申し出ているのは明治三年二月である。その時の願書に「邪徒改正箇条書」（「筑前諸記」という具体的な取り組みの内容を添えているが、大変興味深いものなので紹介しておこう。

邪徒改正箇条書

一 邪徒之迷執浅深等尋問支度候事

右者彼邪徒固執する所由、猶邪宗之意趣等色々訊問支度、譬者病根を熟察不仕候而者保薬之応驗無之、配剤之加減難斗、篤と診脈仕候上取掛り申度候、此義者初二いたし申度候事

一 墨刑御取斗御願申上ル事

右者重き御制禁相犯候罪科、且者以来捨邪皈正之結縁にも相成可申歟にも奉存候ハ、人別背中ニ六字名号入墨之刑罪御取斗御願申上候事、猶又万一牢を破り出奔抔仕候節ハよき目印にも相成可申候事

一 衣食住ニ付褒貶支度候事

右ハ人別取調子か、り浅入之者ハ別牢ニ移し、再三説諭にも及び、強而念仏又ハ礼仏等為致申度、仮初二而も念仏等いたし候者ハ是迄一日ニ忒合之飯米ハ三合にも仕り、菜も此に準し、寒中なれハ蒲団等二而も与施へ、暑中なれ者蚊帳等二而も施し候ハ、自分今日之活命ニ引され、自然と改心之心持ニ相成可申歟、又深入固執之者ハ衣食とも相滅し、是迄忒合之糧米は壹合ニ仕り、勿論蒲団等も相施さず、難義為致候ハ、是亦活命ニ相拘り候義ニ付、自然ハ悔憎可仕歟、此等ハ外より之計略二而内々ハ専ら破邪之教諭可仕候事

右ニ付牢舎在来之外、別牢四ヶ所ニ支度、尤只今ニヶ所空牢有之分ニ而御仕切可被下候、右者改正仕替り浅入之者男女共別牢所替為致度、尚又深入固執之者男女共是亦別而難義なる牢ニ所替為致度、如此深入之者在来之牢ニ引戻し候而ハいまた改正仕掛り不申分之防りニ相成申、尚又改正取掛り候浅入之者も在来之牢ニ引戻し候ハ、是亦仲間迷執之毒氣吹込ミ候而ハ同氣相扶改心運方不弁利ニ御座候事

一 教諭筋之事

右者破邪顕正之次第支度、譬者飽食之者ハ如何なる美食を施すとも食せざるか如く、邪毒満腹いたし候得ハ、先彼か邪毒を抜キ、而して正法を与へ可申、於中木石之如キ愚婦も有之候得ハ、容易ニハ調子難届、素ヨリ木石を相手ニ教諭仕覚悟ニ而十分尽力支度、固執之魁たる者を改心之見込難相立候得共、月を重ね手を終ても屈伏為致度奉存候事

一 幼弱養育之事

右者十七才已下之者ハ邪毒も有之間敷歟、乳吞子者邪徒之両親を遠ケ、別乳ニ而養育為致候ハ、良民にも相成可申乎、尚又右幼弱之父母親子之恩愛より改心者仕間敷乎ニ奉存候

一 警衛役並賄方一致ニ申合仕候事

右者改心褒貶之取斗も有之候得ハ、一致ニ申合不仕候而ハ不弁利之義も相起り可申乎ニ奉存候

一 旧源光院出入鑑札拾枚申請度候事

右者為教諭、人選ニ而差起候節、右鑑札目当ニ而出入候様御掛り御役筋江御引合被成置被下度候事

一 教諭之節、御役人御立合被下候度候事

右者当日御警衛之御役ヨリ御立合被下候様御願申上候、尤邪徒之情ニ依り御立合被下候て却而不便利之儀も可有之哉ニ被存候得ハ、時ニ応して出役可被下候事

一 取調子教諭之場所申受候事

右者牢中ニ而ハ甚不弁利、当院内ニ而一問御渡被下度候事

一愈改心仕候目当之者之事

右者真実より聞法随喜之挙動を以て目当ニ仕候事

右ヶ条之外御伺申上度義も御座候得共、取掛リ現業相見定メ候上ニ而、又々御願申上ル義も可有御座候、何様右拙策御取捨奉願候已上

午二月

福岡藩は預かつたキリシタンを改宗させるために教諭をおこなう予定はなかつたようである。それはおそらく短期間で山口藩へ移送させることが予定されていたからではないかと思われる。実際真宗僧侶が願い出るまで神道による教諭もおこなわれていなかったようである。

そのような中で真宗僧侶による教諭の願い出に対して、福岡藩はキリシタンの内男子三十七名のみを許可した。この三十七名は信仰心が篤い者だった。

「筑前諸記」では教諭の実態については具体的に述べられておらず、教諭の結果として、山口藩への移送前に五名が改宗の兆しがでてきたとのみ記述されている。

今回紹介する「糺邪下問日誌」には、真宗僧侶が実際にキリシタンと面会し、個別に聞き取った内容などが記録されている。「邪徒改正箇条書」の冒頭にも「邪徒之迷執浅深等尋問支度候事」と書き上げているように、最初は一人一人に面会して聞き取りをしている。

家族構成やキリスト教の教義について、また入信しての年数などを聞き取っている。聞き取りの記録は三月十三日から十六日まで残され

ており、全部で十六名である。

例えば、市右衛門（二十六才）は「入宗三年程、然レドモ聞ク事ハ壹ヶ月ニ二度三度ナリ」とあり、他に記述もないのであまり信仰に熱心ではない様子が読み取れる。市右衛門は「正徳寺門徒ナリ」との記述がある。檀那寺が真宗の場合のみ寺号が記してある。

また、春五郎（二十五才）の記述には、「両親ハ此宗門ニ入ラスシテ竹ノクボニ有リ、外ニ兄弟モ此宗ニ入ラス」とあり、一家全員が入信していた訳ではないことが知れる。春五郎も正徳寺の門徒と記述がある。

教義については、平左衛門（二十二才）の記述が詳しい。僧侶が聞くことにいろんなことを答えているようだ。その中で、生まれた子が三日目に洗礼を受けることを話したくだり、「生レ子モ罪アルト云ハ、元祖ノ罪ト云カアル、其元祖罪トハ、テウスカ土ニテコシラヘタ、アタン・エバ后ニ罪ツクル、夫レカ元祖ノ罪ト云モノ、夫レヲ三日目ニユルシテモロフ」とアダムとイブの原罪のことを述べている。

また、圓蔵（二十八才）や卯一（二十二才）は入信時の儀式についてくわしく述べている。圓蔵はトンタクの日について述べている。

流配されたことについて、日本政府はキリスト教を禁制しているのに、なぜ掟を破ってまでキリシタンでいるのか、やめれば故郷へも帰れるぞ、という僧侶の問いかけなのか、団平（二十二才）は「此宗門ノ事ニツイテハ王法ニ背キテ宜シ、外ノ事ハ相ナラス」と述べ、万吉（五十六才）は「四年前ニ改心いたし、サウスレハ如此ニ成ル事ナシ」「何分アニマカデーウスニスキテラル故ニ」「親ヤ禁帝様ノ右ニ行卜

云々処カ、ハートルカ左トイヘハ、右ラステテ左ニ行ト云、アニマハ
 ハートルニササケテアル」と述べている。卯一（二十二才）は「入牢
 など切支丹ノ第一ノ勤ナリ、入牢又ハナドラシヲセキラねハ、切支丹
 ニナル事ハナラス、此入牢・死罪などノ苦ヲ受タルカ極上ノ勤ナリ」
 と言つてのけている。大変生々しいやりとりの様子がうかがえて興味
 深い。

最初の聞き取りが終わつて、十七日、十九日と「改」がおこなわれ
 ている。改めとは改宗を勧める面談のことであろう。十九日には十一
 人に対して改めをおこなつてゐる。名前の上にメモ書き風に

○七八人スルナラハスル

○甚（甚蔵のことか）カスルナラハスル

○五六人スルナラハスル

○親次第 アト廻しノ事

などと記述されており、かなり心を動かされてきている様子がうかが
 える。十六日までの記述の様子とずいぶん雰囲気が異なつてゐるが、
 それは十六日までの名前と十七日からの名前が一人を除いて重なつて
 いないからである。おそらく、十六日まで聞き取りをしたときに、信
 仰の篤い者、そうでないものと振り分けており、十七日から改めをお
 こなつたのは信仰が浅いと思われた者たちからだと思われる。

改宗のきざしが見えてきたことに手応えを感じた真宗僧侶は役所に
 対して次のような伺いを出すために案文を記している。

奉伺口上之覚

一 邪徒三拾七人之内御調子候処、何某々々と申者、弥改心いたし
 候義と相成候、乍併拙僧共より改心之趣御届申上候のみにて
 も、印も相見へ不申様被存候得は、為御届御役人之内御老人源
 光院え御出座被下候は、於其御前改心為致可申候、尤改心致
 候上は、直二拙寺共寺内ニ連越、且暮親敷教諭仕度候、尚教諭
 甘受之実功相立候までハ、於寺内構之内ニ入れ置、昼夜番人付
 置警衛仕、其内ニも教導仕居、弥挙動ニ実功相顕れ候時、構よ
 り出シ、寺内ニ召遣居候上にて、終ニは農商等之家業をも為開
 度奉存候、此段奉伺候間宜敷御下知奉願上候、以上

真宗僧侶たちはかなり長期的な計画を立てていたようである。しか
 し三月末には流配のキリシタンたちは山口藩に移送されていく。この
 計画は頓挫することになる。

各地に流配されたキリシタンが流配先で受けた取り調べの様子など
 については、『切支丹の復活』（浦川和三郎著）所載の「旅の話」にも
 できているが、これは長崎に帰郷した者たちからの聞き取りである。そ
 れに対して「糺邪下問日誌」は、僧侶が直接にキリシタンから聞き取つ
 たことを記録しているので、大変貴重なものであると言える。分量と
 しては少ないが福岡藩でのキリシタン教諭の状況を知る上ではこの上
 ない史料である。

なお、翻刻にあたって判読できない文字は■、〔 〕で記して
 いる。また、本文中に抹消している部分は割愛した。

(表紙)

明治庚午年

糺邪下問日誌

晩春

たて：32cm
よこ：12cm

(一丁表)

○パライズウ

天道

十二天アルウチノ最上天也

○インヘル

地獄

○フルガトウリーフ

蒼祀

之類

○アニメマ

魂魄

○パアテル

奉教師

御上トモ云

○ララシヨ

経目

○コンシユール

寺院

○ゴンダツ

数珠

順走舟将ノ事ナラスヤ

○三尊一鉢ノ事 円蔵ガ白状

ト一デイウス——天主

ト二ゼゼス——耶蘇

ト三スベリテサント——聖靈

右三ツノピリソナ 一ツノデイウス

ピリソナハ名ト云ハンカ如シ

○入宗ノ時パアテル文ヲ称テ水ヲ以テ

額十字ヲ書ク 水ヲウシツモノト云

(一丁裏)

別ノ水ニハアラズ イツレノ水ニテモヨシ

○

ガラスサミチ(タノーマリヤ御身

ニ御礼ヲナシタテマツル、オナヌシハ

御身トトモニマシマス女人ノ中ニオ

イテハワケヲ御果報エミジキナリ

又ハ御胎内ニゼッスハ尊キニテマシマス

テイウスノ御母サンタマリヤワレ

ヲ今サイゴノトキ悪人ナレトモ

タノムアメン

已上 円蔵

○サガラメントヲノ次第

卯市白状

コノサカラメント一ニ七段アリ

一ニ パウチイヅモ

コノトキウシツモノヲ以テ額二十字ヲ書

コレ元祖ノ罪ヲ洗ヒノゾヒテデ

ウスノ御子ニナルノ條也

二ニ コンピイサン

油ヲ以テ額ニ抹スコノ油由来詳カ

ナラス尤卯市ガ説デハ何ニ油ニテ

モ文ヲ称テ禱レハ変化シテ天主

ノ道ニ叶云々

三ニ ヨカリヒチャ

圓藏カ説テハ学者ト云事ト云

四ニ コンピイサン

此ハ重テツクリシ罪洗フ事

(二丁表)

五ニ サイゴ

コレハ死ルトキニ受ル

六ニ オルド

コレハバアテルノ位ニ入ルトキニ非ザレハ受ル事

不能仍テ不知ト云

七ニ コンイン

コレハ婚姻ノ式也此ヲ受レハ離縁等ハ

決テナラス

已上七段ノサガラメント一第六ヲ

除テ余ノ六ハ平人ノ受ル所ナリ

卯市ハコンピイサンマテ受タリト云

圓藏ハ

此中牢中ニテハバアテルオラザルガ故ニ

受ル事雖不能受スシテ死ストモ

罌ノ上ヲ受タルニハ勝レリ

○問曰牢中ノ苦ミハ汝カ心ニオイテ如何

答曰牢中或ハ死罪等ハ元來コノ

宗極上ノツトメ也カ、ルツトメニ遇フ事ハ

天主ノ御ハカラヒト喜テ居ラネバ

ナラスコレニ依テ十二使徒皆刑ニカ、ル

其ノ外ノ善人方モミナ然リト承ル

此レヲ恐テハ切支丹ニハ入ラレヌ

又問余法ハ虚也切支ハ実ナリトハ

何ノ見ルトコロアリヤ

答ニ由アリ一ハ余法ハ深心ノ人也

ト云ヘトモ刑ニ遇難ニ掛ルトキハ其心
 変スル切支ハコレニ翻シテ刑ヲ
 喜ヒ難ヲ甘ジテ其心マス〜カタシ
 コ、ニオヒテ虚実可見
 又余法ハ殺盜等其誠アリト云ヘトモ
 其誠ヲマモルト云ト云ヘトモ実ニマモ
 ル人ナシ切支ハ一度十誠ヲ受テ

(二丁裏)

ヨリ心中ノ雲多ハ散シテ実ニマモ
 ル事安シ我レ悪人也ト云ヘトモコノ
 教ニ入りテヨリ妄雲十二シテ六七ハ
 散ル事実ニ其ノ印ヲ得タリ
 豈ニ正法ナラスヤ

○ゼマスノ一代ノ難ヲコバツシヨノ難
 ト云又ゼマスノ生国ハシヨデヒ也

○刑処ヲカルワリヨガ嶽ト云
 ボンセピラトハ奉行ノ事也

○説経ノ間ハ四十日也
 ○ゼマスヲ売ルモノハジユウダツト云

(三丁表)

百助

慶藏

母 忝人

姉 兩人

小兒 兩人

弟 忝人

兄嫁ノ弟

△春五郎

国平

妹 忝人

△善藏 忝人

甚藏

母 忝人

弟 忝人

親類

忠四郎

家内 六人

(三丁裏)

清次郎

母 壹人

ノ

ノ家内 拾人

ノ親類 六人

ノ

○右老処ニ出ル事ヲ願

○四月中旬仕付前廿日程ノ間

○仕付前ニ帰国ヲ願

(四丁表)

別紙横帳之趣被相

達候ニ付御承知可被成候

以上

三月六日

三月四日

覚

別紙之通り志を相立

申出候ニ付被出来儀ニ候者

御許容被仰付度左候

者、追々邪宗防御

之現様しニも相成候条

此段奉伺候事

祭祀局

主事

二月(身カ)

右ヨリ承置

右之趣會計局主宰

大監察江も申聞之

(四丁裏)

廿三日

春五郎

圓藏

ノ

右両人山之手江移ス

(五丁表)

十九日改

三拾七人之内

山之手

彦左衛門

忠三郎

勇三郎

善藏

辰藏

市右衛門

メ六人

新

百助

甚助

○七八人スルナラハスル

○甚方スルナラハスル云

○五六人スルナラハスル

○親次第
アト廻シノ事

メ五人

清次郎

メ

中之間

其余廿六人

外二小児壹人

(五丁裏)

十七日改

山之手

彦左衛門

忠三郎

雄三郎

辰藏

善藏

新

百助

甚藏

慶藏

国平

其余八中之牢二御座候

(六丁表)

奉伺口上之覚

一 邪徒三拾七人之内取調子候処
何某々々と申者弥改心いたし

△乍併拙僧共ヨリ改心之趣御届申上候而已ニても○

候義と相成候△改心之処

○印も相見へ不申様被存候得者

為御見届御役人之内御壹人

源光院江御出座被下候者、於其

御前改心為致可申候尤改心致

候上者直ニ拙寺共寺内ニ

連越旦暮親敷教諭仕

教■甘受之

度候尚○実功相立候までハ於寺

内構之内ニ入れ置昼夜番人

付置警衛仕其内ニも教

導仕居弥拳動ニ実功

寺内ニ

相顕れ候時構ヨリ出シ○召遣居

候上ニ而終ニ者農商等之家業

をも為開度奉存候此段

(六丁裏)

奉伺候間宜敷御下

知奉願上候 以上

(長帳B・一丁表)

十三日 浦上元ト原郷

百姓 彦右衛門 三十七

入宗天主堂立タトキヨリ

然トモ先祖ヨリ伝聞也

娘八ツ 男四ツ 四人アリ

一女房アリ、子供トモアリ、兄弟アリ 皆不来、親アリ、然トモ

実ハ叔父ナリ、宇之助ト云フ ○自不能死ト云フ、一人デ

牢屋出ル事出来ス、旧人ニ任スト云フ ○他人ハ歇ルトイヘトモ、自一

人ヤル事ハナラスト云フ ○何故ニ此ノ宗門ヲ歇ル事ナキヤトモノ

結責数度ニ及フ、黙シテ不答 ○何ヲ念スルヤト云ニ、デイ

ウスト云フ、死シテ助ルテクダサルカラ難有ト云フ、故ニ入牢

仕テモヤハリ念スル ○后又数ケ条問トイヘトモ何レトモ不答、不知

目ニ番士曰ク、此邪徒皆勘弁違フ、天朝ヨリノ預ケ人

ニシテマカナヒ方などモ不宜ト云フ、平戸ハマカナヒ宜ト云フト云フ

百姓 百助ハ 徳浄ノ弟 廿四

辰蔵 病氣故后

○入宗四年ハカ 浦上二本木 昔一本木アリ故ニ云フ

リト云フ親モ同シ

百姓 喜代松 二十一才

弟中ヨリ方

○母八十ヶ年前死ス ○父ハ長州ニ到ル

浦上中野郷林中

○兄弟ハ姉アリ、姉ノムコヲ芳太郎ト云フ、是ニ二人ノ子アリ、故ニ五人親族

百姓 平左衛門 二十二

ト云フ ○フランスヨリバアテル来、ココニ和尚ト云フ、是ヨリ聞受ル

七十余

六十余

○死シテハ天

上ノバライソフナリ、其バライソフニハ如何シテ行ヤ、又ハ皈

コノ文ハ男女トモニ同シ

前後ニ唱ル文ハ如何ト云フニ、ウラシヨフト云文ナリ ○何レ云ヘト云ニ

彼方ハ喜利支丹ニ入ルナラハ云ヘシト云フ ○切支丹ニ入ルトキノ約ハ

悪事莫作ト云フ、切支丹ヨリ外善道ナシト云フ、現未ノ好キ

道ハデウスカ不造、故ニ此ノ教ヨリ外ニ善道ナキト執フル

○何故ニ現未ノ好キ道ヲツクラサルヤト云ニ不答 ○又問テウスハ

自在ナルモノヤト云ニ、自在ノ身ト云フ、然ラハ汝カ入牢ヲ

出サ、ルヤト云ニ、此ノ入牢モバライザフニヤル為ト云フ ○現未

共ニ好キ事ナシト云フ、此宗ノ外ニアクマノ助ル道ハナキナリ

○日本ノ日天子又ハ五穀等ノ種モデウスノ所造ト云フ ○汝等

ヲ入牢サセルヤウナ天子ヤ殿様ヤラツクル事ハイラス事

ト結責スル也

百姓 熊五郎 三十五

徳浄

娘ノミメ二人アリメテ三人、我ハ末子ナリ

○所置ハ上ニ任セテ唯死後ノ助ルカ頼ミナリ

○此者ハ現未ノ益アリト云フ、此国ハ天照皇太神宮ノ

国ニシテ禁ナレトモ他国ハ不然、此宗門カ弘マルト盗モセス

少年故男子ノ悪行アルモノモヤメルヤウニナル、汨惡ノ事ナシ

○又問他人娘ヲ侵スル事ハ如何ト云ニ、宗門ハ禁ナリ、

万一娘（他人）ヲ侵ス事アルトキハ後悔ヲ起シテ、デーウス

ノ赦シヲ受ルナリ ○此ノデーウスハ言物ハ云ハス

トモフランス国ヨリバアテルカ来テヤル此ノ人カユ

ルスト云フ ○他人ノ娘ヲ侵ス事八十戒ノ中ノ第六ニアリ

他人ノ娘（侵脱カ）ス事ハ一人モナキトハ云ハス、唯少シナリ、十人ノ中

ニ侵スモノハ二人ナリ ○サカラメントト云モノカ

生レ子ニカハリテ罪ヲ受ケテデーウスニ申シ上ル

而シテ此宗門ニ生レ子モ入ル、生レテ三日目ナリ（名代）

○生レ子ニ罪アルト云ハ元祖ノ罪ト云カアル、其元祖罪

トハテーウスカ土ニテコシラヘタ、アタン・エバ后ニ罪ツクル

夫レカ元祖ノ罪ト云モノ、夫レヲ三日ニユルシテモ

口フ ○夫レヨリ成人ニナルニツイテ悪行アル故ニバ

ライソフニ行ク能ハスト云フ ○此ノ人ハ悪魔魔鬼カ

別善悪■ノ事ヲ弁スル ○其アダントエバトノ悪

カ流テ今日ノモノニ及フ、故ニ元祖悪アルト云フ

○悪魔ハテールウスカツクリタモノ、此ノヤウナ悪

魔ヲツクタ事ハ我レカハカル事能ハス ○バテルノ外ニ

エビスコホフト云人モ来ル、是ハハーテルノ上役ナリト

云フ

(二丁裏)

十四日

長崎 イナサ

百姓 善藏 国平弟ナリ

二十七才

親ナリ

○惣十子分、父ハ下関ニ三年前行ク

母ハ行処知ラス、兄弟ハ男貳人、女一人

メ三人、姉子モ来ル ○極罪インヘルナリ、外ニ

フルガトリーヨフト云処ニシテ小罪ヲシラヘテ

小苦ヲ受テ后ニ直ニバライソフニ行

クナリ、デーウスニ背イタモノカインヘルナリ

○入宗トキニハーテルヨリ御水ヲ受テ額二十ノ

字ニツクル、是ハ元祖ノアタン・エバノ罪ヲユルサル、云々

(二丁表)

浦上平野宿中の 家業ハコビキ

市右衛門

二十六

長州ニイタル

六十一

○多八ト伝親ナリ、母親ハ同道ナリ、弟嘉

四郎、お源、妹、メ四人来ル ○入宗シテ三年程

ニ相成、然レトモ聞ク事ハ巷ケ月ニ式度三度ナリ

家「 「ユヘニ

○正徳寺門徒ナリ

長崎竹ノクボ 長崎正徳寺門徒

百姓 春五郎

カタハラ大工 二十五才

○嘉四郎ト兄弟ニシテ

家別レ居タ 「留五郎父

同村ニシテ両親ハ此宗門ニ入ラスシテ竹ノクボニ

有リ、外ニ兄弟モ此宗ニ入ラス、長崎ニ男

兄弟二人、女子四人、メ六人、長崎ニ在リ、兄

嘉四郎ト云モノ下関ニ在リ、此ニ一人来ル

○バライソフトインベルトノ行キ処ハ安心ハ前

ニ同シ ○女房モ共ニ来ル、兄ノ嘉四郎ノ女房

モ来ル○

長崎竹ノクボ

百姓 金之介

二十三才

○親アリ、父ハ三年前長崎ニイタル、母親・女房モ

処在不知、兄弟二人、皆妹ニシテ我ト共三人ナリ

○女房ノ姉来ル、同道ニシテ利ハイトコナリ

信心ニシテ念スル処ハ前ニ同シ

(三丁裏)

十四日

長崎在 イナサカ、リノキ習門郡

百姓 國平

三十三才

母行処知ラス、父親モアリ、兄弟モアリ、皆下

関二三年前ニイタル、女房モ行処知ラス

此ニ弟二人来ル、善藏ト云弟アリ、朋友七

人アリ、此ニ同道、朋友ノ名ハ近之介・桂藏

富二郎・春五郎・利八、我ト弟ト七人ナリ

寺ノ事

○コンシユルニ頼テ聞シテモロフ

○デーウスノ掟ハヒラヒ事又ハ人ノ物ヲトリ

人ヲアザムク等ノ事ヲ戒ムルナリ ○此宗門

ノ事ニツイテハ王法ニ背キテ宜シ、外ノ事ハ背ク

事ハ相ナラスト云フ○

(四丁表)

浦上中郡岡村

百姓 圓藏

二十八才

父ノミ

○親ハ長州、女房・子供不知所在、八人家

内、然ルニ唯一人來ル、入宗ノ義ハ皆ニ同シ○御

上ニ背ク事ハ何ニ一ツナシ、然ルニ切支丹ノ事ニツイ

テハ背クナリ、是カ宗門ノ掟ナリ、故ニカラタ

等ハ上ノ所置ニ任也ト云フ ○此宗門ヲ止メ而百

性ニナレト云ノナラハ不可然、宗門ヲイタシテ百性ニナレト云ナラ

ハ宜シ ○先年ヨリ度々御役所ニ而センギニ相成

然ルニ其トキハ唯口先キニ而止ルト云テ居ル、然レトモ

意カ申止スシテアル故ニ、又再発シテ御上ノ厄

介ニナル故ニ、此節ハ宗門ニハ空言ナト

云事ハナラヌ、故ニ彼是ヲ思テ有ノマ、

ニ白状シテ如此ニ入牢ニ相成 ○又家内

親族皆々散乱故ニ家内ノ衣食住

ノ心配もナシ、故ニ弥信心ヲ増ス、而シテ

如此身體ツカレテ臨終モ近キ故ニ未来

ヲ持ノミ○

此上ハハートルナリ○

ガラスサミチノタノーマリア御身ニ御

礼ヲナシ奉ル、御名主ハ御身ト

共ニ在マス女人ノ中ニ於テハハケテ御果

報ヨミジキナリ、又ハ御胎内ニゼズ、

ハタツトキニテマシマス

テイスノ御母サンタマリア我等今最

后ノトキ悪人ナレトモ頼ム、アメン

(四丁裏)

十五日

一ツテウス



浦上中宿橋口

百性 萬吉

カタハラ大工

五十六才

入宗トキニハハートルカ文ヲ唱テテウスニ申上テ而シテ額二十

文字ヲカク、是ハ唯元祖ノ罪ヲ洗メテテウスノ御子ニ

学者

ナルト云印シナリ ○一ニハウシツモ、水 二ニサカラメ

御名主ト兄弟ニナルト云フ

ント油ヲ以テ十字ヲカク 三ニヨカリヒチャ

○親ナシ、女房不知所在、子供二人、兄鶴之介

弟亀三郎、メ三人、同道ニシテ来ル ○四年前ニ

改心いたしサタスレハ如此ニ成ル事ナシト云フ

何分アニマカデーウスニスキテアル故ニト云フ

○未来テハテシモナキ命ニ成ル故ニ樂テ念ス

ルナリ ○入宗ノトキハ昔ヨリ久吉公時分ノ教

カ残而アリタ、然ルニ近年佛蘭国ヨリ来テ

委細ニ成タノナリ ○禁帝様ハ慈悲

ノナキ人ト思ヒテヲル、何故ト云ニ此ノ宗旨

禁シテ我々ヲ入牢サセルユヘニ ○此ノアニマノタ

スカル難有宗旨ヲ弘メサセヌ事ハ先キ世ノク

ラキ人ニヤト思ヒテヲル ○親ヤ禁帝様ノ

右ニ行ト云タ処カ、ハ―テルカ左トイヘハ右ヲステ、

左ニ行クト云、アニマハハ―テルニサ、ケテアルト云

家郡 元原郡 中ノ郡 里郡

浦上 辻 原 野中 一本木

小路 神ノ無野 門ノ木 かじ畑

いない尾 あげなし 世町 かり

ナラ 岩下 後河ち 川端 かミ中

取尾 長世道 浦中野 馬場

■紺 大橋 上原 湯上

濱口 唐尾

馬場■ 城服 打腰

平ノ宿 ヤナ

(五丁表)

イハヒ日ノ

○トシタクノ日ハ昔ヨリ定テアル此ノトシタクヨ

リ三日前ヲセ、スノ日ト立テ、禽獸ヲ禁

其余ノ肉類ハユルス、而シテ大法事ハ一年ニ

一度ナリ ○佛蘭国ヨリハ―テルノ来ヌ前ハ

御水方ト云カアリテ生テ三日カ又ハ二日生タ日カニ

水ヲツケテ元祖罪ヲ洗フ○

浦上竹ノクホ村

百性 慶藏

二十才

庄屋ハ

イナサニ在ル

父親死、母親ハ今ト云同道ニ来ル、な加姉なり

富藏弟ナリ、わきモ姉ナリ、わかハなかなノ子也

メ六人、春五郎イトコナリ、金之介・利八

親友なり、入宗ノ事ハ前ニ同シ ○立山

金比羅ト云処ニ叔母アリ、宗門ニハ入ラス

○浦上村中ニモ先祖ヨリ入宗ノ人有ルアリ、又入ラサルア

リ、然ルニ近年入タモノモ新ニアル○

父親死ス、母不知所在、姉ハ長州ニイタル、入宗ノ義ハ昔ヨリ、然トモ委細ニナリタハ二三年ニナル〇

一ニバウチイツモ、二ニコンヒアサン油、三ニヨカリ

ツミヲ洗フ事 ハーテルノ位ニナラネハナラヌ

ヒチヤ、四サンヒサン、五サイコ、六ラルド、七

コンエン 皆コノ事ハサカラメント云フ、入牢等切支丹ノ第一

ノ勤メナリ、入牢又ハ死罪等ヲシラセキラネ

ハ切支丹ニナル事ハナラヌ、此ノ入牢・死罪等ノ

苦ヲ受タルカ極上ノ勤メナリ、此ヤフノ事

ハ楽テヤル事ナリ ○デーウスヨリ或

人ニツケテ云ニ御子ヲ下シテコバシヨノ難

ヲ受テタロスニカ、ルト云事ヲ前以テ

(五丁裏)

ツケテアル ○セ、スノ生国ハ如植国クロ

スノ処ハカルハリヨフカタケ奉行ハ

ボンセピラトト云役人ナリ、奉行ハタロスニ

カケヌ、罪ナキカユヘニト云ヘトモ、村ノ悪者トモカシイテ

願フ故ニヤムコトヲエス、十字架ニカタケ ○

山ニ埋メ三日目ニ蘇生ス、而シテ四

十日ニ教ヲ説ク、夫ヨリ上天ナリ

〇セ、スヲウリタ人ハシユタツト云名也

十二人ノ中ノ人ナリ、貪欲ユヘナリ、悪人也

〇此宗門ノ直キ処ハ、先ツ此宗門ニ入ルト旧ノ悪

行カコ、ロニ覺テ廢悪ニナリ、アクマカ承知

仕テヤル、余ノ宗門ハモロく苦ヲウケキラヌ

何ト云ニ刃ノ下入牢等ノ苦ヲ受ケテ、モ

宗門ヲ出ヌト云事カナヒ、刃ヤラ入牢等ノ

苦ヲ受ルト改宗スル、然レトモ此宗門

ニ入ルト何様ノヒトキメテ受ケルトモ改心

ハ出来ヌト云、アクマカ承知シテヤル、故ニ

直キ正法ナリ、余ノ宗ハ改宗ノ故ニ

不正直ノ宗門故ニ我ハヤハリ切支

丹宗ヲ改メル事ハアクマカ出来ヌ

(六丁表)

十六日

山里庄屋 浦上家郷川上村

駄^マ三郎支配 百性 辰之介

二十一才

三八

一父親長州ニイタル、母ハ不知所在、弟モ母

トトモニイタル、市蔵（イトコ）、助右衛門、嘉一、熊吉、叔母、おさな、一人ハ名元不知二人

○入宗ハ代々先祖ヨリト云、然難有ナリタハ

フランスヨリバーテル来テカラ、第二コンヒマサン油ノ

義ハフランスヨリ来タモノ ○第一ハ水、

是ハ元祖ノ罪ヲ洗フ事、第二ハ油、是

ハ準タリナラシマル事、第三ハ丸キ菓子ノ

ヤウナモノ、是ハ天ヨリ下サル事ニシテ等ノ事

○第四自罪ヲ洗フ事、第五ハサイコハ

ハーテル老人ニシテ他人ニミセス、其トキニモ油ヲ

以テ臨終ノトキニ以テ入テ行ト云 ○入牢

等ノ苦ヲ受テトモ改心デケヌハ此ノ世ノ

中テハ好キ事ハ一モナキ、然レトモ未来テハ好キ処

ニイタリテ無量寿タ、是ヲ楽ミ、バライ

ソフ、是ハ天ニアリ、天モ十二天アルト聞テアル

其最上天ナリ ○禁裡様ヲ貞節ヲツク

スト云事八十戒ノ表面ニハナキナリ、然レトモコ、ロ

ハアル、夫レハ第四戒ノ中ノ親ニ孝行ヲツクセ

ト云、此ノ中ヨリ出シテ禁帝様ニ背ク事ハナラ

ヌト云事ニナル ○バーテルハ六人佛蘭国ヨリ

来テ大浦ニ居ル、四十余、五十斗リ、或ハ二十、三十ノ

者モアル

浦上元郷辻村

百性 物右衛門

十九才

父親三前ニ長州ニイタル、母名さな、妹名

さのといふ、朋友ハ嘉一、善太郎、辰

（六丁裏）

蔵、助右衛門、市三郎、叔母ノ名初ツ

さな、入宗ノ義ハ同シ、前ニ、委曲に相問タハ

四年前ヨリ ○数度責問ト伝ヘトモ一モ答ヘス

極■落涙、無言

黒田美濃守

細川肥後守

恒順大法梁

萬行寺様 様

萬行寺様

萬 萬 萬 萬

御殿様 御殿様 黒田美濃守様

門主様 殿様 奥平大膳大夫

(さぎやま ともひで…人間文化研究所 客員研究員)

史料紹介 明治三年「糺邪下問日誌」
（福岡藩預かり浦上キリシタンからの聞き取り）

鷺
山
智
英

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報

第三十号 二〇一九年